

証明書等の交付 一覧表

丸森町 町民税務課 平成21・04・01現在

◎は町民税務課の課税班の窓口で(正面玄関左側)

青◆は住民班の窓口で(正面玄関右側)

証明書などの交付

※身分証明書(免許証など)と印鑑(認印)は必ず持参してください

No.	証明書類	手数料	取扱の窓口		交付申請できる人・注意事項 (法人の場合はその代表者印が必要です)
			課税班	住民班	
1 所得・納税証明					
①	所得証明書 (所得額のみ記載されます)	300円		◆	本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
②	所得証明書(福祉用)	300円		◆	本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
③	所得証明書(任意様式)	300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
④	納税証明書(町税)	300円		◆	本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
⑤	納税証明書(任意様式)	300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
⑥	納税証明書(軽自動車 車検用)	無料		◆	本人又は同居親族以外の方は車検証があれば可
⑦	// (軽自)減免者等の証明	無料	◎		本人又は同居親族以外の方は車検証があれば可
⑧	課税(非課税)証明書 (住民税額のみ記載されます)	300円		◆	本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
⑨	所得課税証明書 (所得額と税額が記載されます)	300円		◆	本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
2 資産証明等					
①	資産証明書(集計)	300円		◆	本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
②	資産証明書(車庫証明用)	300円		◆	だれでも可
③	評価証明書 (土地・家屋は別になります)	3筆(棟)まで300円 1増ごと+50円		◆	本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
④	公課証明書 (土地・家屋は別になります)	3筆(棟)まで300円 1増ごと+50円		◆	本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
⑤	評価証明書(裁判等用) (土地・家屋は別になります)	3筆(棟)まで300円 1増ごと+50円	◎		本人・弁護士等(裁判等に使用)
⑥	公課証明書(裁判等用) (土地・家屋は別になります)	3筆(棟)まで300円 1増ごと+50円	◎		本人・弁護士等(裁判等に使用)
⑦	価格決定通知書	無料	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要 ※登記官の印があれば委任状がなくても申請可
3 登録事項証明					
①	土地登録事項証明書	300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
②	家屋登録事項証明書	300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
③	非登録事項証明書	300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
4 その他の証明					
①	住宅用家屋証明書	1300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
②	名寄帳証明書	3筆(棟)まで300円 1増ごと+50円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
③	近傍類似の価格証明書	300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
④	軽油取引税免税機械所有証明	300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
5 臨時運行許可申請(仮ナンバー)					
①	臨時運行許可証	750円	◎		自賠償保険証明書が必要
6 原付自転車(50~124cc・農耕用など)の登録・廃車 (個人が他人のものを代理で行う場合、委任状をお持ちください)					
①	原付自転車の登録	無料	◎		新規：誰でも可・譲渡の場合売渡人の印鑑必要 再登録：誰でも可・上記以外に廃車証明書必要
②	原付自転車の廃車	無料	◎		誰でも可・ナンバープレート、印鑑、標識交付証明書が必要 ナンバープレート紛失の場合250円かかります。
③	原付自転車の名義変更	無料	◎		前所有者が町内：標識交付証明書、新旧所有者の印鑑必要 前所有者が町外：廃車証明書が必要
注意)自動二輪・軽四輪の「宮」・「宮城」ナンバーの軽自動車については、役場ではできません。自動車販売店や軽自動車協会にご相談ください。					

関 覧

1 公図等の閲覧					
①	地籍図	1件・1枚300円	◎		だれでも可(コピー代を含む) コピーサイズはA3まで
②	集成図	1枚300円・大500円	◎		だれでも可(コピー代を含む) コピーサイズはA1まで
③	閲覧用課税台帳	1回 300円	◎		だれでも可(①②と同時申請の場合は合せて300か500円)
2 名寄帳の閲覧					
①	名寄帳(課税台帳兼名寄帳)	1件 300円	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要
3 路線価の公開					
		無料	◎		だれでも可(閲覧のみ)

縦 覧

1	固定資産課税台帳の縦覧	無料	◎		本人又は同居親族以外の方は委任状が必要 ※縦覧簿で縦覧(4~5月の縦覧期間のみ)
---	-------------	----	---	--	---